



平成 21 年 8 月 24 日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 田代 宗雄
(コード 2388 大証ヘラクレスG)
問合せ先 執行役員 山下 泰弘
(TEL 03 - 5217 - 0723)

第三者割当により発行される第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

平成 21 年 8 月 24 日開催の取締役会において、第三者割当てによる第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」）の発行を決議いたしましたので、その概要につき、下記のとおりお知らせいたします。（今回発行する本新株予約権付社債には、転換価額の修正条項は付されておられません。従いまして、MS(Moving Strike)型の無担保転換社債型新株予約権付社債ではありませんので、併せてお知らせいたします。）

記

1 本新株予約権付社債の発行に係る募集の目的

(1) 発行の目的

当社は平成19年12月の株主総会において新たな経営体制を構築し、経営改革と事業の活性化に取り組んで参りました。その結果として、前事業年度末には当社は黒字化を達成するなど業績を回復させております。また経営改革の過程において、当社は不良資産・事業の整理・圧縮を続けながらも、同時に優良資産の獲得と収益事業への投資については積極的に行ってきたことにより業績の回復を加速させております。具体的な収益事業への投資の例としましては、当社は、投資育成事業の事業活動により平成20年4月より当社の持分法適用会社としておりましたタイ証券取引所一部上場企業であるGroup Lease PCL（主な事業内容:タイ王国におけるオートバイリース事業）について、その収益性・成長性を高く評価し、同社の株式を積極的に追加取得して参りました。その結果、当社は、平成21年6月30日時点で当社役員による間接所有を含めてGroup Lease PCLの発行済株式の51.72%を保有することとなり、同社を当社の連結子会社とすることと致しました。

タイ王国において、着実に業績を向上させている同社の事業により、当社は、平成21年第2四半期連結累計期間において1億4千5百万円の持分法適用利益を計上するなど、同社は、当社グループの連結業績に対しても極めて大きな貢献を果たしております。同様に、当社は、今後もより一層の企業成長に向けた優良資産の獲得及び収益事業の事業機会の追求を行う方針であることから、事業規模および業績を向上させるために必要となる事業資金についても増加するものと考えております。

このような状況下において、平成18年8月に発行いたしました第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付(MSCB)）（発行総額5億円、付された新株予約権の数25個、新株予約権1個につき金2千万円、償還期日平成21年8月）（以下、第1回転換社債）について、発行以来、当社株式の株価が下落を続け、転換価額修正の下限を下回ったまま推移したため、第1回転換社債に付された新株予約権の数25個のうち23個が行使されることなく今日に至っております。従いまして、第1回転換社

債の一部が株式に転換されましたが、発行総額5億円のうち、転換されていない社債の金額4億6千万円につきましては、平成21年8月に償還期限を迎えることとなり、当社は償還に向け、第1回転換社債の割当先と協議を重ねるとともに、償還の方法を検討してまいりました。

上記の通り、当社は、今後も資金需要が増加するものと見込んでおり、現時点においては、第1回転換社債の償還に伴い内部資金を流出させることは、今後の事業拡大の可能性を狭めるおそれがあることから、第1回転換社債の償還原資を新たに社外より調達することが望ましいと考えるに至りました。

また一方、現在、当社が新たに見込んでおります事業機会を有効に活用するため、必要となる資金を現時点において確保することが、今後の当社グループの収益拡大にとって重要であると判断したことから、第1回転換社債の償還原資の調達と併せて、上記の新たな事業機会獲得に向けた資金を調達することとしました。

上記の理由により、無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達を行うことと致しました。

(2) 転換社債型新株予約権付社債の方法を選択した理由

資金調達手段として転換社債型新株予約権付社債の方法を選択した理由といたしましては、以下のとおりであります。

- ①ゼロクーポンでの発行により、負債コストを抑制することができること。
- ②株式に転換されることにより、資本の増強が図られること。

今回の資金調達に関して、当社は調達におけるコストを最小に抑えることを図るとともに、調達資金が長期安定的に確保され、当社の財務基盤安定化に寄与する手段を選択することが重要であると考えております。また、同時に、当社の既存株主の利益に配慮する観点から、資金調達に伴う既存株式の急激な希薄化は、可能な限り回避できる方法を選択することが望ましいと考えました。

上記の方針のもと、当社は、取引先金融機関等とも協議を行いながら、現在の金融市場の状況および当社の状況を考慮し、多様な資金調達手段を検討してまいりましたが、現時点での金融機関等からの借入および新規株式発行による調達は、調達コスト、調達条件等において当社にメリットが少ないと判断いたしました。そのことから、当社の事業状況をご理解いただき、適切な条件において資金調達にご協力いただける引受先に対して、第三者割当による本新株予約権付社債を割当てる方法を選択することが、長期的資金を低コストで調達するためには最も有利であり、現時点の当社における最良の調達手段であるとの結論に至りました。

割当予定先からは、市場の状況と当社の資本政策の状況に鑑みながら、資本拡充が必要なならば、既存株式の希薄化に配慮しつつ、資本拡充が必要な限度において、新株予約権を行使して株式を長期保有していく方針であることを確認しております。

また、既存株式の急激な希薄化を避ける意図からも、今回は新株式発行ではなく、当社取締役会が必要と認めた場合に繰上償還をすることを可能とする新株予約権付社債を発行することが適切であると判断しております。これにより、今後、金融市場の状況や当社の事業環境の変化に応じて、新株予約権の行使による資金調達の必要性がないと判断される場合には、償還期限前に償還し、既存株式の希薄化を防ぐことができます。

2 調達する資金の額及び使途

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）および現物出資の額

340,000,000円（335,000,000円）（差引手取概算額）

460,000,000円 金銭以外の財産の現物出資の額（金銭貸付債権）

(2) 調達する資金の具体的な使途

発行価額8億円のうち、4億6千万円は、平成21年8月に償還予定日を迎える第1回転換社債の償還原資に充当することを目的としております。

本社債の払込期日前に第1回転換社債の償還予定日を迎えることから、当該償還予定日以前に、割当予定先から4億6千万円の貸付を受ける予定であり、当該貸付金により、第1回転換社債を償還する予定であります。本新株予約権付社債の発行価額8億円のうち4億6千万円は、当該貸付金を本新株予約権付社債の対価として、同額にて現物出資されることにより発行されるものであります。従いまして、実質的に借換えにより第1回転換社債の償還が行われることになり、本社債の発行価額8億円のうち4億6千万円は、償還原資に充当されるものとなります。

手取額となります3億3千5百万円につきましては、連結子会社の事業拡大に用いられる予定です。具体的には、当社の連結子会社である Group Lease PCL のオートバイリース事業拡大のための資金を平成21年12月末までに必要とするものと見込んでおります。Group Lease PCL のオートバイリース事業拡大のための調達資金の使途につきましては、現時点において、具体的な事業構想を構築中の段階であり、内外の関係者に対して配慮する必要もあることから、詳細な内容についての記載は控えさせていただきます。

(3) 調達する資金の支出予定時期

- ①現物出資による調達額 460,000,000 円 平成21年8月
②金銭出資による調達額 335,000,000 円（差引手取概算額） 平成21年12月

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社が低コストによる資金調達を行うことにより、負債コストが抑制でき、財務基盤の強化が図られ、また、連結子会社である Group Lease PCL のオートバイリース事業が拡大していくことで、当社グループの企業価値向上に資するものと考えられることから、資金使途には合理性があるものと判断しております。

3 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：千円）

決算期	平成18年9月期	平成19年9月期	平成20年9月期
売上高	3,277,380	2,593,505	2,139,054
営業利益	96,373	△265,347	62,321
経常利益	92,316	△273,791	146,164
当期純利益（△損失）	△717,671	△525,337	81,518
1株当たり当期純利益 （円）（△損失）	△17,935.07	△12,744.71	1,188.64
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	33,007.93	20,928.15	20,136.54

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成21年8月24日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
----	-----	--------------

発行済株式総数	168,966株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	5,071株	3.00%

(3) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当てによる第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

発行期日	平成21年9月10日
調達資金の額	335,000,000円（差引手取概算額）
募集時点における発行済株式数	168,966株
募集時点における潜在株式数	転換価額（11,000円）における潜在株式数：72,727株
割当先	A.P.F.ホールディングス株式会社

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

発行期日	平成18年8月28日
調達資金の額	500,000,000円
募集時点における発行済株式数	40,896株
募集時における潜在株式数	当初の転換価額（103,425円）における潜在株式数：4,825株 転換価額上限値（155,137.5円）における潜在株式数：3,200株 転換価額下限値（51,712.5円）における潜在株式数：9,650株
現時点における転換状況	転換済株式数：480株 （残高460,000,000円，転換価額51,712.5円）
当初の資金使途	半額を現在進行中の製作委員会への出資に充当し、その残額を新たなコンテンツへの投資及び製作委員会への出資に充当する。
支出予定時期	平成18年9月～平成19年2月
現時点における充当状況	当初の資金使途に従い充当済みであります。

第三者割当増資

発行期日	平成19年9月28日
調達資金の額	607,531,800円
募集時点における発行済株式数	41,376株
募集時における潜在株式数	当初の転換価額（103,425円）における潜在株式数：4,825株 転換価額上限値（155,137.5円）における潜在株式数：3,200株 転換価額下限値（51,712.5円）における潜在株式数：9,650株

現時点における転換状況	転換済株式数：480株 (残高460,000,000円, 転換価額51,712.5円)
当初の資金使途	オリジナルコンテンツの制作および開発に必要な人材を含む新規事業投資を行うための資金、および、グループ企業の再編を目的としたグループ事業再構築、新事業領域を拡大するためM&Aも視野に入れた企業投資に約4億円を充当する。また、財務体質を改善するため、有利子負債の圧縮を含めた見直しを行う。そのための資金として約2億円を充当する。
支出予定時期	平成19年10月～平成20年9月
現時点における充当状況	当初の資金使途に従い充当済みであります。

発行期日	平成21年3月23日
調達資金の額	840,000,000円
募集時点における発行済株式数	68,966株
当該増資による発行株式数	100,000株
当初の資金使途	上記の差引手取概算額8億3千3百70万円の使途としては、4億2千万円をコンテンツ事業部門における映像作品(映画)を始めとする当社独自のコンテンツ製作に充当します。4億1千3百万円を投資育成事業部門における投資案件(上場会社株式取得等)への投資資金に充当することとし、投資事業領域拡大のための企業投資を機動的に実行するための資金とする。
支出予定時期	平成21年3月から平成21年12月まで コンテンツ事業への投資 420百万円 平成21年3月から平成21年9月まで 投資育成事業への投資資金 413百万円
現時点における充当状況	コンテンツ事業への投資につきましては、100百万円を当初の資金使途に従い充当済みであります。残額につきましては、当初の資金使途に従い充当予定であります。 投資育成事業への投資につきましては、全額を当初の資金使途に従い充当済みであります。

(5) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	168,966株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	72,727株	43.04%

(注) 上記3.(2)の潜在株式数は含んでおりません。

(6) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 18 年 9 月期	平成 19 年 9 月期	平成 20 年 9 月期
始 値	156,000 円	69,300 円	19,150 円
高 値	219,000 円	73,200 円	27,500 円
安 値	66,100 円	19,150 円	94,000 円
終 値	68,800 円	19,150 円	10,000 円

② 最近 6 ヶ月間の状況

	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
始 値	9,100	7,500	8,400	7,020	8,160	11,260
高 値	9,200	6,630	8,400	8,450	16,300	11,800
安 値	7,220	9,000	7,060	7,300	8,200	9,800
終 値	7,220	8,240	8,400	8,160	11,260	11,780

③ 発行決議日における株価

	平成 21 年 8 月 24 日
始 値	10,500 円
高 値	10,500 円
安 値	10,360 円
終 値	10,500 円

4 大株主及び持株比率

募集前（平成 21 年 3 月 31 日現在）		募集後（潜在株式数反映後）	
A. P. F. ホールディングス株式会社	29.59%	A. P. F. ホールディングス株式会社	50.78%
明日香野ホールディングス株式会社	16.33%	明日香野ホールディングス株式会社	11.42%
日本製図器工業株式会社	14.80%	日本製図器工業株式会社	10.34%
京都建物株式会社	7.40%	京都建物株式会社	5.17%
株式会社アイム	7.40%	株式会社アイム	5.17%
ヒヨーソン アイ テイ エックス	3.55%	ヒヨーソン アイ テイ エックス	2.48%
天田印刷加工株式会社	1.91%	天田印刷加工株式会社	1.34%
株式会社小森コーポレーション	1.49%	株式会社小森コーポレーション	1.04%
岩崎 俊雄	1.16%	岩崎 俊雄	0.81%
株式会社あまだ	1.07%	株式会社あまだ	0.74%

(注) 持株比率は、平成21年3月31日現在の株主名簿上の株式数に、今回の第三者割当て増加予定の株式数を加算して作成しております。

(注) 上記3.(2)の潜在株式数は含んでおりません。

5 今後の見通し

本件により、当社グループ全体の財務体質の強化及び収益力の向上に繋がるものと考えており

ますが、現時点では、当社の平成21年9月期の業績予想に与える影響は未確定であります。なお、業績予想に影響を与える事項が発生した場合には、すみやかに開示いたします。

6 発行条件の合理性

(1) 発行条件の算定根拠

発行価額は(額面の100%)は、本新株予約権付社債の価値に影響を与える様々な要因を定量的・定性的に分析し、今回採用した各種条件を含め、本新株予約権付社債に付された新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、社債部分の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることができる経済的価値とを勘案し、また、第三者機関にその評価を依頼し、評価報告書を取得した上で、全体として適正な発行価額であると判断いたしました。

本新株予約権付社債の転換価額につきましては、本新株予約権付社債の発行にかかる取締役会決議の直前日までの3ヶ月間の株式会社大阪証券取引所へラクス市場における当社普通株式の終値の平均値(10,785円)を基準として、プレミアを付した11,000円を転換価額といたしました。なお、転換価額を算定する期間として上記期間の終値の平均値を採用したのは、当社の財務および資本政策に重大な影響を与える株式の発行価額の算定に当たっては、一時的な相場変動の影響を受ける、本新株予約権付社債の発行に係る当社取締役会決議日前営業日の終値という一時点における株価を基準とするよりは、3ヶ月間の終値の平均株価という一定期間の平準化された値を転換価額の基準とする方法の方が割当先と既存株主にとって公平かつ公正な発行価額の算定方法であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためであります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の発行により、平成21年8月24日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は43.0%になる見込みであります。従いまして、今後すべての新株予約権が行使された場合を想定すると株式の大幅な希薄化が生じる可能性があります。このような希薄化に関して以下のように考えております。

本新株予約権付社債発行価額のうち4億6千万円は割当予定先の貸付金を対価とするものであります。実質的に第1回新株予約権付社債の償還原資となり、借り換えとなるものですが、当該金額を除く3億4千万円に関しては、新たな資金が増加するものとなります。手取資金の具体的な用途については、前述の通り、当社連結子会社であるGroup Lease PCLの事業拡大のための資金調達に伴う株式の追加取得を目的としております。現在、当社グループは平成21年6月30日時点で、当社役員による間接所有を含めて同社の発行済株式総数の51.72%を保有することとなり、同社を連結子会社としましたが、同社事業は、当社の平成21年第3四半期連結累計期間においても1億4千5百万円の持分法適用利益を計上するなど、当社に対しても極めて大きな貢献を果たしており、当社の収益を牽引する事業となっております。当社は、東南アジアの成長市場において高収益事業を展開する同社事業の成長性、収益性および将来性を高く評価しており、今後も、当社は、同社の成長機会に対して積極的に経営資源を投入することにより、業績の更なる向上を果たし、結果的に当社の株主へ利益が還元されると見込んでおります。従いまして、本新株予約権付社債の発行は、当社グループの企業価値向上に資するものと考えており、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えられます。

7 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

割当予定先の氏名又は名称	A. P. F. ホールディングス株式会社
割当転換社債型新株予約権付社債(額面)	金8億円

金銭による払込金額	金銭出資 340,000,000 円	
金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容	種類 金銭貸付債権 価額 460,000,000 円	
割当予定先の内容	住所	大阪府松原市天美南四丁目7番25号
	代表者の氏名	代表取締役 此下 益司
	資本金の額	3百万円
	事業の内容	M&A（合併・買収）、M&A（合併・買収）の助言及び仲介等
	大株主及び持ち株比率	此下 益司（51%） A. P. F. Holdings Co., Ltd.（49%）
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数：なし 割当予定先が保有している当社の株式の数：50,000
	取引関係等	提出日現在において、当社は割当予定先から460,000,000円を借入しております。
	人的関係等	当社の役員1名が同社の役員を兼務しております。

(注) 資本の額、大株主比率及び出資関係は、平成21年3月末日現在のものであります。

(2) 割当予定先の選定理由

今回の第三者割当による新株予約権付社債の割当予定先としてはA. P. F. ホールディングス株式会社を予定しております。A. P. F. ホールディングス株式会社は、現在当社の筆頭株主であり、現在当社の第2位株主である明日香野ホールディングス株式会社と同じA. P. F. グループの投資事業会社です。当社は平成19年9月に同グループからの出資を受けた後、役員のパ遣等を通じて当社の経営管理体制の強化や事業強化の支援をいただき、結果として当社は平成20年度9月期決算において、4期ぶりの黒字転換を実現するなど業績を回復させることとなりました。同グループとは安定的な事業パートナーとしての信頼関係を今後も継続する予定であり、現在も当社が推進しております経営改革と事業拡大についての経営方針を理解いただき、当社の事業の収益性についても評価をいただいておりますことから、今回の当社の資金需要に関しても理解いただき、資金支援をしていただくことになりました。本第三者割当による新株予約権付社債の発行に際して、社債引受資金の払込みの意思を確認しております。また、当社の企業行動基準として、反社会的勢力との関係遮断を定めていることから、親会社にあたるA. P. F. ホールディングス株式会社についても例外なく、反社会的勢力との関係性を確認し、反社会的勢力と関係がないことを民間の調査会社を通じて確認しております。上記のような理由により、当社は割当予定先を選定いたしました。

(3) 割当先の保有方針

割当予定先であるA. P. F. ホールディングス株式会社は、当社の独立性を尊重しつつ企業価値向上を目的とする長期安定株主であり、市場の状況と当社の資本状況を鑑みながら、資本拡充が必要ならば既存株主の不利益にならないよう影響に配慮しつつ株式に転換し長期保有していく方針であることを確認しております。

以上

(別添) 発行要項「募集社債と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産を給付する旨の契約を締結するときは、その契約の内容」

無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項

1. 募集社債の名称 株式会社ウェッジホールディングス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 募集社債の総額 金8億円
3. 各募集社債の金額 金2,000万円の1種
4. 利率 本社債には利息を付さない。
5. 新株予約権付社債券の発行及びその形式
新株予約権付社債券は発行しない。
本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
6. 各募集社債の払込金額及び各新株予約権の払込金額
各社債の払込金額は、金2,000万円(額面100円につき金100円)とし、各新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないこととする。
7. 各募集社債の払込期日及び新株予約権の割当日
平成21年9月10日(以下「発行日」という。)但し、各本社債の払込金額が発行日に当社に払い込まれることを本新株予約権の割当の条件とする。
8. 募集の方法
第三者割当の方法により、全額をA.P.F.ホールディングス株式会社に割り当てる。
9. 物上担保・保証の有無
本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
10. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条但し書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
11. 募集社債の償還の方法及び期限
 - (1) 本社債は、平成24年9月10日に、その総額を、額面100円につき金100円で償還する。
 - (2) ① 本新株予約権付社債の発行後、当社が株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合又は当社が合併により消滅することを当社の株主総会で決議した場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から1ヶ月以上2ヶ月以内の事前通知を行った上で、当該株式交換、株式移転又は合併の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還する。
② 本新株予約権付社債の発行後、当社が吸収分割又は新設分割を行うことを当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者は、当社に対して、当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の2週間前までに事前通知を行い、かつ、当社の定める請求書(以下「繰上償還請求書」という。)に繰上償還を請求しようとする社債を表示し、請求する年月日等を記載してこれに記名捺印した上、第18項記載の償還金支払場所(以下「償還金支払場所」という。)に提出することにより、当該吸収分割又は新設分割の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還することを請求することができる。
 - (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から1ヶ月以上2ヶ月以内の事前通知を行った上で、当該償還通知書記載の償還日に、

残存する本社債の全部又は一部を、額面 100 円につき次の金額で繰上償還することができる。
 平成 21 年 9 月 11 日から平成 22 年 9 月 10 日までの期間については金 102 円
 平成 22 年 9 月 11 日から平成 23 年 9 月 10 日までの期間については金 101 円
 平成 23 年 9 月 11 日から平成 24 年 9 月 9 日までの期間については金 100.5 円
 一部償還するときは、抽選その他の方法により行う。

- (4) 本項に定める償還すべき日（本社債を繰上償還する日を含む。）が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (5) 当社は、本新株予約権付社債の発行日の翌日以降、いつでも本新株予約権付社債を取得し消却することができる。但し、本社債又は本新株予約権のみを取得することはできない。

12. 新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 40 個の本新株予約権を発行する。

13. 新株予約権の内容

- (1) 新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使にかかる本社債の払込金額の総額を本項第(5)号記載の転換価額（但し、本項第(6)号によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。

- (2) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成 21 年 9 月 11 日から平成 24 年 9 月 9 日までの間（以下「行使可能期間」という。）、いつでも本新株予約権の行使をすることができる。

- (3) 新株予約権の行使の条件

当社が第 11 項第(2)号もしくは第(3)号により本社債を繰上償還する場合、第 11 項第(5)号により取得する場合、又は当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、それぞれ償還日、取得する日又は期限の利益の喪失に基づき本社債が償還された日以後本新株予約権を行使することはできない。

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、その価額は本社債の発行価額と同額とする。

- (5) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる 1 株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、11,000 円とする。

- (6) 転換価額の調整

- ① 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事項により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額の調整を行う。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- ② 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期は、次に定めるところによる。

- (i) 本号③(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期日の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

- (ii) 当社普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをする場合には当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 本号③(ii)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又はその取得と引換えに交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は本号③(ii)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式は交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (iv) 本号②(i)から(iii)の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号②(i)から(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。但し、株券の交付については、第14項第(4)号の規定を適用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ③(i) 転換価額調整式の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- (ii) 転換価額調整式で使用される時価は、調整後の転換価額を適用する日（但し、本号②(iv)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
 - (iii) 転換価額調整式で使用される既発行普通株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本号②(ii)の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まない。
 - ④ 本号②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な調整を行う。
 - (i) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (7) 本項第(6)号により転換価額の調整を行うときは、当社はあらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
 - (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし（計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切上げるものとする。）、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (9) 本項第(1)号による交付株式数の算出の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨て、金銭の交付による調整は行わない。
14. 新株予約権の行使の方法
- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第19項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。また、本新株予約権の行使請求取次事務は、第20項記載の行使請求取次場所（以下「行使請求取次場所」という。）においてこれを取り扱う。
 - (2) ① 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使しようとする本新株予約権にかかる本新株予約権付社債を表示し、その行使にかかる新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - ② 行使しようとする本新株予約権付社債の社債権者は、行使請求取次場所に行使に要する書類を提出して、本号①に定める手続の取次を依頼することができる。
 - ③ 行使請求受付場所又は行使請求取次場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日に発生する。
 - (4) 株券は発行されず、本新株予約権の行使の効力発生後、新規発行株式は証券保管振替機構を通じて交付する。

- (5) 剰余金の配当（会社法第 454 条第 5 項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。
- (6) 本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
15. 本新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないこととする理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該新株予約権にかかる本社債が出資されたものとみなされるなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、払込価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案し、本新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しないこととした。
16. 期限の利益喪失に関する特約
当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。当社が期限の利益を喪失した場合は、直ちにその旨を第 22 項に定める方法で公告する。
- (1) 当社が第 11 項又は第 16 項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が本要項（第 11 項及び第 16 項を除く。）に定める規定に違反し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後 30 日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (3) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (4) 当社が破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (5) 当社の財産につき、差押、競売手続の開始又は租税滞納処分があったとき。
- (6) 当社が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 当社が債務超過又は支払不能となったとき。
17. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）
株式会社ウェッジホールディングス 経営管理本部
18. 行使請求受付場所
株主名簿管理人 日本証券代行株式会社
19. 行使請求取次場所
株式会社ウェッジホールディングス 経営管理本部
20. 財務代理人
該当事項はありません。
21. 社債権者に通知する場合の公告
本新株予約権付社債の社債権者に対し通知する場合の公告は、当社の定款所定の電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。また、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて本新株予約権付社債の社債権者に対し直接通知する方法によることができる。
22. 発行可能株式総数の留保
当社は、いかなる時においても、残存する本新株予約権の全部が行使された場合に本新株予約権の新株予約権者が取得することとなる当社普通株式数を、当社の授権済未発行株式数に当社の保有する普通株式数を加えた数中に留保する。
23. 関連諸契約締結の授権等
当社及び A. P. F. ホールディングス株式会社との間で本新株予約権付社債に関連して今後締結される予定の第三者割当契約を含む諸契約を、当社の代表取締役又はその選任する代理人が作成、

署名及び交付することを承認する。

本新株予約権付社債の発行に関し、有価証券届出書を当社の代表取締役又はその選任する代理人が作成し、関東財務局長に提出すること、ならびに今後必要に応じかかる有価証券届出書の訂正届出書を作成及び提出することを承認する。

その他本新株予約権付社債の発行に関し必要な一切の行為については、代表取締役に一任する。

24. 上記各項は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

25. その他

本新株予約権付社債の申込期間は、平成 21 年 9 月 9 日から平成 21 年 9 月 10 日とする。

以上